

8 悪

臭

8 悪 臭

概 況

臭気が悪臭苦情となって現れる要因は、その臭気の感知回数と継続時間が引きがねとなり、臭気強度の変化や人間の感情という内的条件、時には利害などが関与して表面化する場合が多い。

そして、一度表面化すると解決するまでに長時間を要し、防止対策に苦慮するものが多い。

昭和 40 年代に環境汚染が社会の重大な関心を呼び、悪臭も生活環境阻害の因子として受止められた。このため、悪臭防止法が公布（昭和 46 年 6 月 1 日）され、特定悪臭物質の濃度にもとづく規制、発生源に対する防除技術の開発も行われている。しかし、悪臭はほとんどが低濃度の物質の複合臭気であり、悪臭物質の 90%以上を除去しても人の感覚では無臭とならず、完全な対策となると困難な面もある。

悪臭の規制方法としては、特定悪臭物質の濃度を規制する方法（物質濃度規制）と人の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化する方法（臭気指数規制）が定められている。本市では、これまで物質濃度規制を用いていたが、平成 25 年 4 月 1 日より臭気指数規制に変更した。臭気指数規制は、人の嗅覚を用いて悪臭を測定するため、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい規制といえる。

令和 2 年度における本市の県条例に基づく業種別届出状況は、表 8-1 のとおりである。

表 8-1 悪臭関係工場等届出状況

(件)

悪臭関係業種	年度		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満を除く。)	2	2	1
牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満を除く。)	2	1	1
鶏を3,000羽以上飼育するもの	2	2	2
飼料又は有機質肥料の製造業(乾燥施設を有するものに限る。)	3	4	4
ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る。)	1	1	1
し尿処理場	1	1	1
ごみ処理場	4	4	4
終末処理場	2	2	2
計	17	17	16

表 8-2 悪臭関係業種

<p>1. 畜産農業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 豚房施設(豚房の総面積が50㎡未満のものを除く。)を有するもの</p> <p>ロ 牛房施設(牛房の総面積が200㎡未満のものを除く。)を有するもの</p> <p>ハ 鶏を3,000羽以上飼育するもの</p> <p>ニ うずらを20,000羽以上飼育するもの</p> <p>2. 飼料又は有機質肥料の製造業(乾燥施設を有するものに限る。)</p> <p>3. コーンスターチ製造業</p> <p>4. レーヨン製造業(紡糸施設を有するものに限る。)</p> <p>5. クラフトパルプ製造業</p> <p>6. セロファン製造業(製膜施設を有するものに限る。)</p> <p>7. ゴム製品製造業(加硫施設を有するものに限る。)</p> <p>8. 石油化学工業(カプロラクタムの製造施設を有するものに限る。)</p> <p>9. 石油精製業</p> <p>10. 製鉄業(溶鉱炉を有するものに限る。)</p> <p>11. 鋳物製造業(シェルモールド法によるものに限る。)</p> <p>12. 化製場(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第2項の化製場をいう。)</p> <p>13. し尿処理場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたし尿処理施設(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽を除く。)を有するものに限る。)</p> <p>14. ごみ処理場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可又は第9条の3第1項の規定による届出がなされたごみ処理施設を有するものに限る。)</p> <p>15. 終末処理場(下水道法第2条第6号の終末処理場をいう。)</p>
